

資料1

大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する
不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査の結果
について

大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税の 課税期間の延長に係る調査の結果について

1. これまでの経緯

平成 18 年

- ・ 6 月 30 日 帝人ファイバー等 3 社から不当廉売関税の課税期間の延長申請
- ・ 8 月 31 日 政府調査を開始
- ・ 10 月 13 日 利害関係者へ質問状を送付
- ・ 11～12 月 質問状に回答のない又は回答が不十分な利害関係者に対し、回答を催告（しょうよう）

平成 19 年

- ・ 3 月 国内の生産者 5 社に対する現地調査を実施
- ・ 5 月 16 日 利害関係者に対し重要事実を開示
- ・ 6 月 6 日 重要事実に対する反論期限

2. 調査結果の概要

(1) 調査対象期間

不当廉売の継続又は再発のおそれについては平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月（1 年間）、実質的損害等の継続又は再発のおそれについては平成 13 年 4 月から平成 18 年 3 月（5 年間）とした。

(2) 調査対象貨物

調査対象貨物は、ポリエステル短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）のうち、3.88 デシテックスを超え 22.23 デシテックス未満のもので、かつ、長さが 25 ミリメートル以上 80 ミリメートル以下のもの。ただし、当初調査において、不当廉売の事実がないとされた者から輸入されているものを除く。

(3) 同種の貨物の代替性等

当初調査において、調査当局は、国産品、韓国産品、台湾産品、また、各商品カテゴリー、ヴァージン品、再生品、混合品を問わず、同種の産品であると認定した。本調査においては、不当廉売関税の課税以降の調査対象貨物と国内で生産されている同種の貨物の代替性等について調査したところ変更がなかった（競合関係にある）。

(4) 不当廉売の継続又は再発のおそれ

韓国及び台湾の供給者（輸出者及び生産者）からの質問状に対する回答は、輸出実績がないと回答した者を除き、韓国の供給者については3者から回答があったのみであり、台湾の供給者については回答がなかった。韓国の供給者3者についても、1者は正常価格の算定に必要なデータ等の提供がなく、2者は日本向け輸出量のみでの回答であったことから、調査当局は「知ることができた事実」に基づき、不当廉売の継続又は再発のおそれについて認定した（(6) 損害の継続又は再発のおそれについても同様）。

(注) 利害関係者が妥当な期間内に調査当局に対して必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて決定を行うことができるものとされている（ダンピング防止協定第6.8条）。

《韓国について》

- ① 不当廉売関税の課税期間中においても、不当廉売輸入は継続している。よって、韓国の供給者は不当廉売関税の課税の有無に関わらず、当初調査時から本調査における2005年度まで不当廉売を継続している。
2005年度 920トン 57百万円（62.5円/kg）
- ② 韓国の供給者には、韓国化繊協会の公表資料から3万トン以上の余剰生産能力があると認められた。また、主要輸出先である中国、米国及びEUにおいて不当廉売関税の課税が行われている等、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び国内市場があるとは認められない。
- ③ 韓国産調査対象貨物については、不当廉売関税の課税期間満了後、想定される正常価格と輸出価格との差（以下「不当廉売差額（ダンピングマージン）」という。）は、25.7～【要約:135-140】円/kg、不当廉売差額の率（ダンピングマージン率）は、19.0～【要約:225 - 230】%となる。

したがって、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合、韓国からの不当廉売輸入が継続し、かつ不当廉売輸入量も相当程度増加するおそれがある。

《台湾について》

- ① 不当廉売関税の課税により、調査対象貨物の輸入は実質的に停止した。
2005年度 84トン（2001年度（不当廉売関税課税前）の3.3%）
他方、台湾の供給者についてはECの不当廉売関税の課税が終了した後、不当廉売輸出を増大させ、輸出価格を引き下げた経緯がある。

- ② 台湾の供給者には、台湾区人造繊維製造工業同業公會の公表資料から21.2万トンの余剰生産能力があると認められた。また、主要輸出先である米国及びEUにおいて不当廉売関税の課税が行われていること、台湾産ポリエステル短繊維に不当廉売関税を課していない中国は国内生産を大幅に伸ばしてきていること等から、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び域内市場があるとは認められない。
- ③ 台湾産調査対象貨物については、不当廉売関税の課税期間満了後に想定される不当廉売差額（ダンピングマージン）は、21.2～42.6円/kg、不当廉売差額の率（ダンピングマージン率）は、15.5～31.2%となる。

したがって、現行の不当廉売関税の課税期間が満了した場合、台湾からの不当廉売輸入が再発するおそれがある。

(参考) 我が国におけるポリエステル短繊維の輸入量の推移 (単位：トン)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
全世界	4,920	3,537	6,142	4,341	6,698
うち韓国	1,095	977	1,624	1,514	2,860
うち台湾	2,543	1,367	460	255	84

(注) 韓国からの輸入実績については、当初調査において不当廉売の事実がないとされ、不当廉売関税が課税されていない者からの輸入実績を含む。

(5) 国内産業の現状

不当廉売関税の課税により、調査対象期間中の国内産業の現状に係る指標は、在庫量では改善傾向も見られ、原材料となる石油化学製品の価格上昇分を国内販売価格に一部転嫁できたものの、営業利益が依然として赤字である等その他の要因では改善したとは認められず、国内産業は依然として脆弱な状況にある。国内産業の状況を示す主な指標は以下のとおり。

(表) 国内産業の状況

指標	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2001 → 2005年度変化率
国産品販売量(トン)	72,023	75,673	77,154	69,194	70,902	▲1.6%
売上高(百万円)	11,425	11,932	12,330	11,996	12,936	+13.2%
営業利益(百万円)	▲603	▲813	▲911	▲1,149	▲832	赤字→赤字
生産量(トン)	78,209	84,341	84,342	75,938	74,725	▲4.5%
国産品の市場占拠率	93.6%	95.5%	92.6%	94.0%	91.4%	▲2.2ポイント
生産性(トン/人)	236	240	243	235	238	+1.0%

操業度	32.2%	34.5%	34.5%	31.0%	30.5%	▲1.6ポイント
生産能力(トン/年)	243,259	244,759	244,759	244,759	244,759	+0.6%
在庫量(トン)	9,395	8,479	7,602	6,520	6,543	▲30.4%
平均雇用人数(人)	331	351	347	323	313	▲5.4%
一人当たり賃金 (万円/月)	50.2	49.4	48.5	48.2	49.4	▲1.7%
国内平均販売価格 (円/kg)	156	152	158	168	181	+16.0%

(6) 損害の継続又は再発のおそれ

調査当局は損害の継続又は再発のおそれについて、以下のとおり認定した。

- ① 韓国及び台湾の余剰生産能力は、それぞれ国産品の国内販売量(70,902トン)の4割以上、約3倍と大きく、両国の余剰生産能力が日本市場に向けられた場合、国内産業に相当な悪影響を及ぼす。
- ② 韓国及び台湾の第三国市場並びに韓国国内、台湾域内に追加的な増産を吸収できる市場があるとは認められない。
- ③ 韓国産及び台湾産の調査対象貨物の輸入数量の増大は、国内産業の販売数量の相当程度の減少をもたらすおそれがある。
- ④ 韓国及び台湾産の調査対象貨物の(想定される)国内販売価格は、2005年度の国産品の国内販売価格181円/kgに比べて、【要約:30-35】円/kgから【要約:110-115】円/kgも下回り、国産品の国内販売価格の価格引下げ圧力となり、国内産業に対して悪影響を及ぼす。

したがって、韓国及び台湾の供給者からの不当廉売輸入が継続又は再発することとなれば、その輸入量及び輸入価格が、依然として脆弱であると認められる国内産業に与える悪影響は大きいと考えられ、国内産業に対する実質的な損害が継続し、又は再発するおそれがある。

(7) 結論

入手した証拠に基づき総合的に判断すると、不当廉売関税の課税期間満了後に韓国及び台湾からの調査対象貨物の不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれがあり、また、その輸入により国内産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれがあると認められる。